

注*本文書の咨覆は「二八一六」である。

- (1) 瘋疾 一般に精神病をさす。
- (2) 安泰橋 福州市鼓楼区にある長さ一メートル、幅六メートルのアーチ型の橋。唐代(九〇一年)に羅城南門として築かれ、利涉門橋と称したが、のちに改称、宋代(一二二五年)に改修された。近くに清真寺がある。
- (3) 撞遇 偶然に会う。突然出会う。
- (4) 確鑿 確実、真実。

2-27-10

国王尚敬より福建布政使司あて、琉球に漂至した中国の難民
游仲謀等の救助・送還について知らせるむねの咨

(乾隆十《一七四五》、三、十六)

琉球国中山王尚(敬)、飄風の難人を解送し、以て部文内の奉
旨の事理に遵う事の為にす。

切照するに、乾隆十年二月二十八日、敝国轄属の大島地方官の
報に拠るに称すらく、本月初二日に海船一隻、風を被り大島に漂
至す。即ち土民を遣わして来歴の縁由を細問す。難人游仲謀¹
等の口称するに、謀等は江南蘇州府吳県の商人、共計八十三名な
り。駕せる船一隻は、本県の質字第三号に係る。乾隆八年六月の
間に前に長崎に到りて貿易し兌換して、条銅・海參・鮑魚・海帶

等の件を装載す。乾隆十年正月二十八日、長崎を開船し、行きて
洋中に至るに、陡かに暴風に遭い、二月初二日に至りて貴国に漂
至す、等の由あり。彼の地方官、其の船の繋ぐ所の処を視るに、
風波猛起なれば、以て繫留し難し。急ぎ小船数隻を撥し、其の船
を牽拉して将て内港に至らんとす。奈んせん、初四日、風、西北
に転じ、風濤甚だ猛くして、竟に打壊を致す。再た棧槎を撥して
難人を救活す。游仲謀等八十二名は日に按じて食物を給与して、
其の外の徐世魁一名、小槎に移り乗る時に失水して身故す。初
五日に至りて其の屍骸を尋ね得る。棺木・布帛・祭奠の品物を給
発し、土を扱ひて安葬す。即ち民夫をして条銅等の物を撈取せし
む。今、其の難商及び貨物は中山に解送せんとす。奈んせん、人
数甚だ多く、装載の小船は大海を涉り難し。幸いに宝島の商船、
大島に来至して貿易せんとする有り。即ちに宝船二隻を雇い、其
の游仲謀等並びに撈する所の貨物を分載し、官及び水程を諳熟す
る者に委して搭坐せしめ導と為す、等の因あり。本年三月初六日
に其の仲謀等、実在の八十二名及び撈する所の物件を将て宝船二
隻に分載し、転じて山北の運天港に至る。即日、館に発りて安挿
す。官に委して例に照らして養贍し、日に按じて廩餼等の項を給
与す。

茲に査するに、康熙二十三年八月内の礼部の咨に称すらく、
今、海禁已に開けば、各省の人民、海上に貿易行走する者甚だ多
し。応に浜海の外国王等に移文し、各々該管地方に飭して、凡そ

船隻の漂至する者有れば収養して解送せしむべし、等の因あり。欽遵して案に在り。今、徐世魁一名の失水して身故するを除くの外、随いで難人游仲謀等、実在せる八十二名及び撈する所の貨物等の件を將て、特に都通事蔡宏謨・司養瞻大使向紫瓊等を遣わし、海船一隻に坐駕し、梢役共に五十二員名を率領し、咨文を齎捧して解送して閩に至らしむ。

伏して祈るらくは、貴司、^{督撫}兩院に転詳して例に照らして具題し、難人をして各々原籍に還らしめ、以て朝廷の愛民の至意に副わんことを。懇乞^{ねが}わくは差^{ちが}わす所の都通事蔡宏謨等、仍お原船に坐して来夏の蚤^は汎に速やかに帰国するを賜らんことを。則ち航海の末員、驚濤の虞れを免がるを得るに庶^{ちか}からん。此れが為に理として合に由を備えて貴司に移咨すべし。請^{ねが}わくは察照して施行せられよ。須らく咨に至るべき者なり。

計開す、撈収せる貨数

- 一、条銅 十三万斤
- 一、鉄釘 五千斤
- 一、椀索 一条
- 一、金鑼 一面
- 一、媽祖棍 一根
- 一、菩薩 七尊
- 一、鋪蓋 七十九副
- 一、衣包 四十二個

- 一、銅盆 二十一個
- 一、銅壺 二十九把
- 一、竹箱 二十隻
- 一、皮箱 二隻
- 一、衣服桶 二隻
- 一、板箱 五隻
- 一、帳箱 一隻
- 一、帽籠 二個
- 一、銅⁵水火爐 一架
- 一、銅⁶火爐 二個
- 一、耳鍋 三個
- 一、銅鍋 九隻
- 一、小木箱 三個
- 一、參⁷鮑 十袋
- 一、魚翅 二小袋
- 一、碗樣 一匣
- 一、箱籠 三隻
- 一、木面盆 一個
- 一、動用家伙碗蓋雜物 三桶
- 一、木矮卓 一隻
- 一、木矮⁸凳 二隻
- 一、小竹凳 二隻

右、福建等処承宣布政使司に咨す

乾隆十年（一七四五）三月十六日

注（1）游仲謀 江南蘇州府呉県の商人。銅を扱う額商（官許の民間商人）

か。劉序楓「清日貿易の洋銅商について―乾隆―咸豊期の官商・民商を中心に」（『九州大学東洋史紀要』十五号、一九八六）参照。

（2）該 校訂本にはないが類例により補った。

（3）向紫瓊 佐久田里之子親雲上朝原。『宝案』では、この乾隆十年の司養贍大使として福建に赴いているほか、乾隆十七年の在船使者（卷三三）として名がみえる。

（4）媽祖棍 船内で媽祖を祀るのに用いる道具か。媽祖は航海の守護神で、船内でもこれを祀り、停泊中には船からおろして廟に安置し、出発時にはまた船に載せたという。

（5）銅水火爐 銅製の水火爐。水火爐は茶弁当（外出の際に茶道具一式を携帯するための用具。銅張りで水と火が入れられる）。

『中山伝信録』卷六に図がある。

（6）火爐 かまど。

（7）魚翅 フカヒレ。

（8）木矮凳 木製の腰掛け。

2-27-11

国王尚敬の、中国の難民游仲謀等の送還のため、都通事蔡宏謨等に付した執照（乾隆十《一七四五》、三、十六）

琉球国中山王尚（敬）、飄風の難人を解送し、以て部文内の奉旨の事理に遵う事の為にす。

切照するに、乾隆十年二月二十八日、江南蘇州府呉県の商船一隻、共計坐駕する八十三名、敝国轄属の大島地方に漂至す。礁に衝りて破壊せらるるの時、一名失水して身故する有り。彼の地方官、急ぎ土民を発して難人を救活し、及び貨物を撈取し、海船二隻に分載し、解りて山北運天港に至る。即ち館に発りて安挿せしめ、官に委して例に照らして養贍し、日に按じて廩餼等の項を給与す。

茲に査するに、康熙二十三年八月内の礼部の咨に称すらく、今、海禁已に開けば、各省の人民、海上に貿易行走する者甚だ多し。応に浜海の外国王等に移文し、各々該管地方に飭して、凡そ船隻の漂至する者有れば収養して解送せしむべし、等の因あり。欽遵して案に在り。随いで難商の實在せる八十二名併びに帯せる所の貨物等の件を將て、特に都通事蔡宏謨等を遣わし、海船一隻に坐駕し、梢役共に五十二員名を率領し、咨文を齎捧して福建等処承宣布政使司に解送して査収し回籍せんとす。

但だ差去する員役は、若し文憑無ければ、誠に所在の官軍の阻